

本日、２月県議会定例会を開会し、提出いたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、新しい年度に向けた県政の運営方針について申し述べますとともに、議案の概要についてご説明申し上げます。

昨年３月１１日に東日本大震災が発災してから、早や１年が経とうとしております。我が国観測史上最大となりますマグニチュード 9.0 という巨大地震は、想像を絶する大津波を発生させ、東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、さらに、原子力発電所の事故については、今なお収束がみえず、国民の不安が続いております。

今回の原子力発電所の事故は、これまで築いてきた日本社会のあり方に大きな問いかけをするものとなりました。改めまして、私たちは、自然災害が頻発する地域、日本列島に生活をしているということを思い知らされました。

去る１月３０日に国立社会保障・人口問題研究所から、長期的な日本の人口動向を予測した「将来推計人口」が公表されました。平成 72 年までの 50 年間で、人口は、4,132 万人減少し、8,674 万人になり、65 歳以上人口割合は、39.9%となる見込みとのことです。少子高齢化の急速な進展や、人口減少社会の到来のなかで、我が国の将来のあり方そのものについて、未来をつくる政治や行政の責任はいっそう高まっております。

加えまして、世界的な景気の悪化、円高の進行、地球温暖化の問題など、待ったなしの課題が山積しております。厳しい社会経済情勢や、先行きの見えにくい潮流の中であって、ともすれば人びとの心は、将来への不安や閉塞感に覆われがちであります。このような状況のな

かだからこそ、私たちは何ができるのか、未来の世代のために何をなすべきかという、まさに原点とも言える間に、多くの人が、これまでになく真剣に向き合っております。

私は、あらためて政治と行政の原点に戻り、「人の力」、「自然の力」、「地と知の力」という滋賀県の本来の強み、底力を希望に変えながら、経済成長と社会成長を同時に果たすことにより、「滋賀に住んでよかった」といえる「住み心地日本一の滋賀」を目指すことを、掲げ続けていきたいと考えております。

激動の時代の日本を生き抜く、知恵と力を県民の皆さんと一緒に見つめ返し、基本構想の8つの重点施策を柱として、希望を埋め込み、滋賀の確かな方向性を確実に目指してまいります決意を、あらためて申し上げまして、以下具体の説明に入らせていただきます。

まず、平成24年度の当初予算案についてであります。

平成24年度の地方財政計画におきましては、道府県税については、景気回復などが見込まれるとして対前年度2.6%の増、また地方交付税についても、対前年度0.5%の増とされたことなどにより、これらを含む地方一般財源の総額は、前年度0.2%増の59兆6,241億円とされました。

本県におきましては、昨年夏ごろからの急激な円高等厳しい経営環境を反映し、企業収益の減少が見込まれますことから、県税収入が厳しくなるものと見込んでおります。一方、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税については、国の地方財政計画における伸び率等を反

映し、前年度とほぼ同額を見込んでおりました、一般財源総額は、前年度より37億円程度減少し、率にして1.2%減となる3,070億円余となりました。

このため、財政調整基金や県債管理基金など、財政調整的な基金を合わせて104億円取り崩すとともに、財源対策のための県債についても、退職手当債40億円を含む59億円を発行することなどにより、対処することといたしました。

また、議員の皆様におかれましては、議会改革の一環として、自らの議員報酬を20%削減いただくなどのご協力をいただいております。あらためて感謝申し上げます。

これらの結果、平成24年度の一般会計当初予算案の総額は、4,900億8,000万円となりました。前年度に比べますと、金額で83億円、率にして1.7%の減でございます。

次に、主な歳入について申し上げます。

まず、県税でございますが、総額は1,273億円で、前年度に比べて13億円、率にして1.0%の減となりました。

法人二税は、急激な円高等により企業収益の減少が見込まれることから、前年度に比べ30億1,860万円の減となる282億1,020万円を計上しております。

個人県民税については、税制改正の影響により18億8,660万

円、率にして4.2%の増を見込んでおります。

地方交付税については、国において前年度と同水準となったことから、本県におきましても、前年度とほぼ同額を見込み、前年度に比べ2億円、率にして0.2%の減となる、1,115億円を計上しております。

また、県債につきましては、前年度より38億8,430万円増の838億2,570万円を見込んでおります。

これは、主に県立高校等の耐震対策や、河川整備などへの対応を、より積極的に推し進めることとしたことによるものでございます。

それでは、以下、平成24年度予算案に計上いたしました主な施策につきまして、基本構想の実現に向けた戦略的展開のための8つの重点テーマに沿って、ご説明申し上げます。

まず、1つ目の重点テーマであります「子育て・子育て応援」では、「子育て三方よし」の精神を活かしながら、「子どもを安心して生み・育てる」、「子どもたちの生きる力を育む」ための施策に取り組んでまいります。

具体的には、総合周産期母子医療センターの運営等に対する支援のほか、産科医の負担軽減を図るため、病院内の助産師外来や、助産所の設置に対して支援を行います。

また、成人期の高機能自閉症等の発達障害のある方に対して、障害

特性にあわせた宿泊型生活訓練と就労準備訓練を昼夜一体的に実施し、地域での自立生活への移行を支援します。同時に、研究機関との連携による支援プログラムの開発、障害福祉サービス事業所向けの認証制度の研究開発等を実施するため、全国初の取組となる「発達障害者自立生活支援システム構築事業」を実施することとしております。

また、出産後の育児の孤立による子育てへの不安感や、負担感の増大を解消していくことも、大変重要な課題となっております。本県の虐待相談件数は、残念ながら年々大きく増加し、平成22年度は、18歳未満人口約80人に1件と、全国的にみても非常に相談件数が多い状況にあります。このような中から保健師等の資格を有する児童虐待対応保健指導員を子ども家庭相談センターに配置するなど、妊娠期からの虐待を予防するための体制強化を新たに行うこととしております。

さらに、東日本大震災を機に、人と環境とのつながりを考え、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動することが、ますます求められております。そこで、これまでの学校における環境教育の取組を総括し、人と環境とのよりよい関係を総合的にとらえる環境教育のあり方について、新たに研究実践を行ってまいります。

次に、2つ目の重点テーマであります「働く場への橋架け」についてでございます。

若者、女性、障害のある方や高齢者の方々が多様な働く場に参加できるよう、そして生活を維持して全員参加型の社会が実現できるよう、「4つの橋」、すなわち、「教育の橋」、「家族・地域の橋」、「ハ

ンディのある方の橋」、「失業者の橋」を架けることにより、それぞれの立場の方々を安定的な働く場につなげるための施策に取り組んでまいります。

まず、子どもたちに多様な職業教育や体験の場を提供する施策として、普通科高等学校におけるキャリア教育を推進するため、外部講師を活用し、生徒が自己の在り方、生き方を考え、主体的に将来を見据えた進路選択ができる力の育成を目指します。併せて、就業体験実施校を指定し、1・2年生を対象とした就業体験を実施することにより、望ましい勤労観・職業観を育ててまいります。

また、若者に対する具体的な施策としては、本年3月に草津市に開設いたします「おうみ若者未来サポートセンター」におきまして、相談から就職までの一貫した支援をワンストップで提供することにより、1人でも多くの若者の就職を実現してまいります。

さらに、女性の就職や社会活動の継続・復帰を応援するため、昨年の10月に開設いたしました「滋賀マザーズジョブステーション」で、きめ細かな支援をトータルで行うほか、家庭的保育事業の推進や、放課後児童クラブを実施する市町への支援を行うとともに、男性の育児休業取得を進めるため、中小企業事業主に対して、男性従業員が初めて育児休業を取得した場合に奨励金を支給してまいります。

併せて、障害のある人が働く場や、自立を目指した地域生活の場を充実させるために、「働き・暮らし応援センター」において引き続き就労支援を行ってまいります。

次に、3つ目の重点テーマであります「地域を支える医療福祉・在宅看取り」について申し上げます。

「医療福祉・在宅看取り」の推進にあたりましては、体制整備や仕組みづくりとともに、その担い手となる人材の確保が不可欠であります。特に、県民の皆さんのニーズが高い住み慣れた地域、在宅での療養を支えるための訪問看護ステーションや、介護・福祉施設の看護職員の確保・養成が喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえまして、結婚、出産や子育てにより一旦離職した潜在看護職員のみなさんを再就業へ誘導し、豊富な経験、技術力・判断力を「新たな看護力」として発揮していただけるよう、訪問看護ステーションなど再就業先とのマッチングをはじめ、再就業に必要な研修体制や、子育て環境の支援を一体的に実施することにより、在宅医療福祉を担う看護職員の確実な確保・養成を図ってまいります。

また、将来の介護給付費の増加抑制を図るため、新たに「介護予防基盤強化基金」を創設し、要介護度の改善や重度化を防止する介護予防の取組を充実・強化し、市町との連携を高めていきたいと考えております。

次に、4つ目の重点テーマであります「低炭素社会実現」では、「低炭素型の交通体系の整備」、「家庭、地域での地球温暖化防止」、「事業活動の低炭素化」の3つの施策を中心に、取り組みを進めてまいります。

具体的には、公共交通不便地における交通弱者の生活に不可欠な移動手段の確保に向けて、また、新名神高速道路の全線整備やリニア中央新幹線などの高速交通網整備の進展といった交通環境の変化に対応していくため、平成24年度に新たな交通ビジョンを策定することとし、2030年頃の目指すべき交通の姿を示すこととしております。

また、住宅への再生可能エネルギーの導入を図るため、既築住宅へ

の太陽光発電システムの設置支援を行うとともに、家庭での低炭素化の取り組みを促すことによりまして、家庭からの温室効果ガス排出量を削減し、併せて太陽光や小水力などの資源を活用した、地域や民間での再生可能エネルギー導入の取り組みを推進してまいります。

また、非常時において、防災拠点としての役割を発揮する自治会館などの公共的施設等への再生可能エネルギーシステムの設置を支援し、全県的な再生可能エネルギー導入の気運を高めてまいります。

さらに、事業活動の低炭素化を進めるため、環境製品の生産やサービスの使用段階におけるCO₂削減についても、事業者の貢献を定量的に評価するしくみと手法を構築するとともに、滋賀エコ・エコノミープロジェクトにおいて、経済界と県が協働で、環境成長経済の実現に向けた取組を推進してまいります。

次に5つ目の重点テーマであります「琵琶湖の再生」でございます。ここにおいては、健全な琵琶湖の次世代への継承を行うため、「健全な生態系と安全・安心な水環境の確保」、「琵琶湖と人の暮らしとの関わりの再生」、「統合的な視点からの琵琶湖淀川流域の管理」という3点を中心に施策に取り組んでまいります。

具体的には、新しい水質管理手法を構築するための「水質汚濁メカニズム解明調査」を進めるとともに、固有種の生活条件の改善をはかるための「内湖再生ビジョンづくり」を進めるとともに、マザーレイク21計画の進行管理および評価・提言を行う場となりますマザーレイクフォーラムを県民の皆さんとともに推進してまいります。

さらに、琵琶湖淀川流域である京都、大阪の下流の小学生の皆さんが、普段何気なく使っている水道の源を知ることにより、環境に対する意識の向上や資源を大切にすることを育ててもらうため、琵琶湖環状

線や琵琶湖の船舶を活用して北びわこ地域を訪問し体験学習などを行う活動に対して、支援を行ってまいります。

次に6つ目の重点テーマであります「滋賀の未来成長産業」では、「国際競争力の強化と産業活性化」、「環境、医療・健康、モノづくり基盤などの産業振興」、「産学官金民連携や地域間連携、企業間連携の推進」などについて取り組みを進めてまいります。

具体的には、中小企業の振興のための条例制定に向けて、平成23年度は、本県の実態や関係者の意向を踏まえた「中小企業振興の基本的なあり方」について中小企業振興審議会にご検討いただいております。この審議会からの答申を踏まえて、今後の施策展開に活かしていくとともに、中小企業の振興のための条例制定とその周知・啓発を進めてまいります。

また、これまでのものづくり産業の振興に加え、多くの若者、大学、研究所などが集まる本県の特性を活かし、成長の可能性が見込まれる分野の振興を図る必要があります。そのため、現在国においては、「日本再生戦略」の一つとして、クリエイティブ産業の振興が検討されております。こうした国の動向にも注視しながら、新たな雇用の創造や税収の増加につながる滋賀のクリエイティブ産業の振興に向けた調査研究について、取り組んでまいります。

併せて、付加価値の高い商品やサービスに光をあて、新たな需要を喚起していくためには、消費者の感性に働きかける必要があります。そのため、今、人々が求める「上質な暮らし」、「自然との共生」、「三方よし」といったキーワードに該当する本県の商品やサービスを「マザーレイクセレクション」として選定し、全国にその良さを体感してもらうことで、本県の商品等のブランド価値を高めてまいります。

また、新たに「滋賀でモノづくり企業応援助成金」を設け、高付加価値型企業や内需型企業を誘致するため、新規の設備投資費用の一部を助成するとともに、県内企業の海外等への流出防止のため、工場の増産や研究開発拠点の増設に伴う設備投資に対しても、その費用の一部を助成することとしております。

次に7つ目の重点テーマであります「地域の魅力まると産業化」では、「安全な個性的、魅力的な商品が提供される元気な農業の展開」、「地域資源の価値、魅力を観光資源として国内外に発信」することを柱に、取り組んでまいります。

具体的には、消費者が求めるより安全で安心な農産物の供給、ならびに、琵琶湖等への環境保全など、公益的な価値を生み出す環境こだわり農業の取組をより一層拡大し、本県農業のスタンダードとすることを目指し、国の制度に加えて、県独自の措置も講じながら支援を行ってまいります。

また、奥深い可能性を秘める滋賀の美の資源を活かし、県の魅力と住み心地向上を図るため「美の滋賀」づくり「滋賀をみんなの美術館に」を合言葉にその推進に取り組むこととし、今般、「美の滋賀」発信懇話会と近代美術館、アール・ブリュット、近江の神と仏の美に関わる3つの検討委員会からそれぞれ提言をいただきましたので、それらを十分踏まえ、「美の滋賀」推進のための仕組みづくりや、現在の近代美術館の機能拡充に向けての基本計画の策定、滋賀の「美」の魅力を県民自らが伝える舞台づくりを進めてまいります。

これと関連しまして、近江の仏教美術等の奥深い魅力や価値を広く発信し、観光振興や県民の誇りへとつなげるため、琵琶湖文化館の収蔵品を中心とした仏教美術等の展覧会や、人々の暮らしの見える風景を紹介する写真パネル展を、東京・日本橋の三井記念美術館等で開催

してまいります。

併せて、本県の認知度や評価の向上を図るため、本県の豊かな自然や優れた歴史・文化などの観光資源や観光施設を活かし、「体験・体感」をプラスした観光プログラムを創造し、琵琶湖を中心に周遊することを基本コンセプトとした観光ブランドを打ち出してまいります。

また、東アジア諸国、特に経済成長著しい中国からの観光誘客を図るため、環境問題への取組が高まりつつある中国に対して、きれいな水を保ち、水と共に生きる生活や琵琶湖の環境保全に取り組んできた県民の経験などを、滋賀の魅力として発信し、将来の滋賀ファンづくりにつながる訪日教育旅行の誘致を推進してまいります。

最後に、8つ目の重点テーマであります、「みんなで命と暮らしを守る安全・安心」についてでございます。ここでは、「様々な危機事案に備えた安全で安心なまちづくり」、「犯罪や交通事故に遭うことなく安心して暮らせる社会づくり」、「住民本位の総合的な治水対策」の3つを柱に施策に取り組んでまいります。

本県では、東海・東南海・南海地震や、琵琶湖西岸断層帯を震源とする大規模地震の発生が懸念されるとともに、全国各地で多発している地球温暖化の影響と見られます集中豪雨の激化等による風水害・土砂災害、また新型インフルエンザやテロといった危機事案についても懸念されております。

これまでも増して、危機管理機能の重要性は高まっておりますが、その拠点となる県庁の現在の施設では、必要な耐震性や災害対策本部機能、防災情報機能などの対応を行う上で、様々な課題があり、一刻も早い危機管理センターの整備が必要と考えております。

本年度策定いたします基本計画に基づき、危機管理センターの整備および防災行政無線更新に向けた設計を進めてまいります。

また、県民の皆さんの原子力災害への不安を払拭し、安全・安心を確かなものとするため、避難計画の作成、モニタリング計画の見直し、リスクコミュニケーションのあり方の検討という3つを柱に、本年度、地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行っております。

この見直しを踏まえ、原子力防災訓練の実施、シンポジウムの開催等を行い、また、救助・救急計画、警備計画、緊急被ばく医療計画等を検討してまいります。併せて、原子力災害の影響が県内に及んだ場合の環境への影響を予測・評価するとともに、リスクコミュニケーション手法等の検討を行ってまいります。

さらに、全国的な交通死亡事故が減少する中、残念ながら本県は2年連続で交通事故死者が増加しております。悲惨な交通事故の現状をタイムリーに県民の皆さんにお知らせさせていただくことにより、県民の皆さんに交通安全の重要性について、強く訴えてまいりたいと考えております。つい先日も国道161号、高島市で大変悲惨な事故が起きております。交通事故については、警察と力を合わせて前向きに取り組んでまいります。

また、河川を適切に維持管理するため、堆積土砂の浚渫や、護岸補修等を実施することによりまして、本来河川が持つ治水機能を確保するとともに、河川愛護活動に対する助成等についても引き続き実施してまいります。

以上、基本構想に掲げる未来戦略プロジェクトにおける8つの重点

テーマに沿って主な取組について申し上げます。

平成24年度当初予算案におきましては、東日本大震災を受け、改めて社会のあり様や人々の価値観などを見据えたうえで、成長を支え、希望と安心に導く施策を重視するという観点から予算編成に臨み、意を用いたところでございます。

そうした将来に向けた新たな展開といたしまして、「不安を安心に変える災害への備え」、「再生可能エネルギーの戦略的な振興」、「滋賀県産業の成長戦略」、そして「“美の滋賀”づくりの推進」という4つの方向性に従いまして、先に申し述べましたように、県の危機管理拠点の整備や、原子力防災対策の強化をはじめ、再生可能エネルギーの振興戦略の検討、県内産業の空洞化の防止、「美の滋賀」の土壌づくりや活動の活発化など、それぞれの取組を進めていくことといたしております。

これらのほか、県立高校の耐震化につきましては、計画を前倒して実施することとしており、平成24年度におきましては、昨年度予算の約2倍の経費を計上し、一刻も早く整備が完了するよう取り組んでまいります。

さらに、大規模災害等が発生した際に、大変重要となってまいります情報等の収集手段の確保に向け、警察本部におきまして、老朽化しております甲賀警察署および近江八幡警察署の整備に向けた調査等を行ってまいります。併せて、新たに、ヘリコプターテレビ伝送システムの機能強化や、可搬型カメラシステムの整備を行いますほか、交番・駐在所の広域通信ネットワーク機能や災害対策用車両の整備、災害に

強い電源付加装置付交通信号機の整備等を進めてまいります。警察の皆さんは、派出所、そしてそれぞれの地域警察、日々県内各地に配備配置されております。そのような警察のネットワークと災害対策、一層、今後強めてまいる必要があると考えております。

また、去年は、タイの大洪水や、日本でも度重なる台風の来襲により、各地で洪水による被害が発生いたしました。洪水時における県民の皆さんの不安を解消するため、「川の中の対策」について県としてしっかりと取り組む必要があると考えております。

このため、平成24年度予算案では、河川整備に関する予算につきまして、平成23年度より増額して計上しているところでございます。

昨今、全国で頻発する異常豪雨の状況を踏まえますと、どのような洪水にあっても、人命が失われることを避けるためには、「川の中の対策」に加えまして、「川の外の対策」、つまり「ためる」・「とどめる」・「そなえる」対策を総合的に進めていく「流域治水」が必要であると考えております。

いつ起こるかわからない水害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、流域治水政策の基本理念を取りまとめた基本方針（案）について、本議会での議決をよろしくお願い申し上げます。

今回の予算編成に当たりましては、県政を取り巻く様々な課題の解決に向けて、県民の皆さんの生活現場に沿った願いや思いを活かしていくために、関係部局が共通の目標を持って、部局間の緊密な横串を

刺す連携を図るよう徹底してまいりました。

さらに、特別な事業予算を伴うことなく、県職員の経験、技能、技術や思いを活かすために、引き続き、職員の「知恵だし汗かきプロジェクト」を推進してまいることとしております。

例えば、「地震防災出前講座」や「琵琶湖岸水草刈取清掃活動」をはじめ、職員自身が知恵をしぼり、自ら汗をかいて、行政自身が、県民の皆さんの生活現場に参加をさせてもらう、いわゆる「行政参加」によりまして、双方向の対等な対話が生まれ、共感を育むことができるよう、着実に取組を進めてまいります。

これらを通じて、県民の皆さんの切実な現場のニーズに寄り添いながら、職員が一丸となって政策効果を上げてまいりたいと考えております。

以上、一般会計に係る主な施策の概要を申し上げましたが、このほか、特別会計は、13会計で2,066億6,438万1千円、企業会計は3会計で324億5,690万円を計上しております。

今回の予算案におきましては、県民の皆さんとのお約束として2010年にお示しいたしましたマニフェスト2010「もったいないプラス」における150項目の提案施策のうち、136項目の施策について具体化の上、計上いたしております。

また、予算編成過程の公開を通じた県政の「見える化」の推進など、事業予算を伴わない14の施策につきましても、その取組を推進した

ところでございます。

本県を取り巻く状況は、依然として大変厳しく、行き先の展望がなかなか見いだせない状況にありますが、県民の皆さんの声に的確に応えるためにも、あきらめず、根気よく、将来に備えてしっかりと種をまき、苗を育てて、「住み心地日本一の滋賀」を目指し、新年度の滋賀の県政運営をしてまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております案件の概要について以下ご説明申し上げます。

まず、条例案件でございます。

議第18号は、介護予防の取組のための基盤強化を図るため、新たに基金を設置しようとするものでございます。

議第19号は、地方自治法施行令の一部改正に伴い、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人の範囲を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議第20号は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議第21号は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、信号機、道路標識および道路標示に関する基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議第 2 2 号は、環境・総合事務所を廃止し、新たに環境事務所を設置しようとするなどの改正を行おうとするものでございます。

議第 2 3 号、4 6 号、および 5 0 号は、知事の事務部局の定数を削減するなどとともに、県立学校等における生徒数の増減や、地方警察職員の定員基準の改正などに対応した職員定数に改めようとするものでございます。

議第 2 4 号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく関係政省令により、都道府県から基礎自治体へ権限移譲することとされた事務等につきまして、関係規定を削除しようとするものでございます。

議第 2 5 号は、職員の給与につきまして、平成 2 4 年度も引き続き、その一部を減額して支給するとともに、減額する割合を引き上げようとするものでございます。

議第 2 6 号、4 7 号、および 5 1 号は、職員の特殊勤務手当を、より業務の実態や特殊性に応じたものとなるよう見直しを行おうとするものでございます。

議第 2 7 号は、職員等に支給している宿泊料および食卓料を、より実態に応じた額に改めようとするものでございます。

議第 2 8 号は、市場公募地方債の発行に伴い、計画的に積立を行い、積み立てた資金を償還財源に充当することができるよう、改正を行お

うとするものでございます。

議第 29 号は、平成 24 年度に限って、保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業等のために基金を処分することができよう、改正を行おうとするものでございます。

議第 30 号から 32 号までは、国の経済危機対策に伴い設置いたしておりますそれぞれの基金を引き続き活用できるよう、基金の設置期限を延長しようとするものでございます。

議第 33 号は、地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税、不動産取得税および県たばこ税について改正を行おうとするものでございます。

議第 34 号は、介護保険法の一部改正により介護サービス情報の公表制度に係る調査の規定等が削除されたことなどに伴い、関係規定の削除を行おうとするものでございます。

議第 35 号は、道路交通法施行令が一部改正され、運転免許等に関する手数料の標準額が改定されたことに伴い、運転免許等関係の手数料の額を改定するとともに、新たに運転経歴証明書の再交付に係る手数料の額を定めようとするものでございます。

議第 36 号は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、認定こども園の認定要件を条例で定めようとするものでございます。

議第 37 号は、児童福祉法の一部改正に伴い、県立の児童福祉施設の種別を改める等の改正を行おうとするものでございます。

議第 38 号は、市町の障害児通所給付費等に係る処分の審査請求を、滋賀県障害者介護給付費等不服審査会に取り扱わせることとするため、改正を行おうとするものでございます。

議第 39 号は、障害者基本法の一部改正に伴い、引用している条項を整理するなど、所要の改正を行おうとするものでございます。

議第 40 号は、公営住宅に単身入居できる特例を定めていた公営住宅法施行令の規定が削除されたことに伴い、老人等の特に居住の安定を図る必要がある者が引き続き単身入居できるよう、改正を行おうとするものでございます。

議第 41 号は、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、規制の対象となる風致地区を「面積が 10 ヘクタール以上で 2 以上の市町の区域にわたるもの」に改めるなどの改正を行おうとするものでございます。

議第 42 号は、屋外広告物法の規定に基づき、条例の制定および改廃に関する事務を草津市において処理するため、改正を行おうとするものでございます。

議第 43 号は、特定非営利活動促進法が一部改正され、所轄庁が都道府県知事に一元化されること等に伴い、条例に委任された事項等を規定するため、改正を行おうとするものでございます。

議第４４号は、大気汚染防止法および水質汚濁防止法が一部改正され、有害物質を貯蔵する施設の設置等についての届出制度が創設されたこと等にあわせて、改正を行おうとするものでございます。

議第４５号は、地方公営企業法の一部改正に伴い、利益の処分および資本剰余金の処分につきまして、条例で定めようとするものでございます。

議第４８号および４９号は、博物館法の一部改正に伴い、それぞれ滋賀県立近代美術館協議会および滋賀県立琵琶湖博物館協議会の委員の任命基準につきまして、条例で定めようとするものでございます。

議第５２号は、琵琶湖において景観等を観覧するための催物など、現行条例では届出の対象とならない催物を届出対象とし、必要な処分等を行うことができるよう改正を行おうとするものでございます。

次にその他の案件でございますが、

議第５３号から５５号までは、契約の締結について、議第５６号および５７号は権利放棄について、議第５８号から６１号までは、指定管理者の指定について、

議第６２号は、全国自治宝くじ事務協議会の規約改正について、議第６３号は、包括外部監査契約の締結について、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

